

## 第4次糸魚川市総合計画等の策定について

### 1 総合計画とは

本市の目指す方向とそれを実現するための施策を明らかにした「まちづくりの基本方針」であり、各種計画や施策の基本となる最上位の計画です。

また、行政だけのものではなく、市民や民間事業者とも共有し、互いに協力しあって、まちづくりを進めるための考え方や方針を示す計画となります。

このほか、国や県などの関係機関に対して本市のまちづくりの意思を示すとともに、関係機関との協議や役割分担が必要な施策について、本市の考え方を示す計画です。

総合計画の策定根拠は地方自治法に規定されていましたが、平成23年の改正（法律第35号）により、基本構想及び議会議決の条項が廃止となり、総合計画策定は市町村の裁量となりました。

まちづくりを進める上で市の基本方針は不可欠であることから、改正前の地方自治法の趣旨に則り、基本構想を議会議決とする糸魚川市総合計画条例（平成27年条例第1号）を制定しました。

### 2 計画の構成

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成することとしています。

#### 基本構想

(R9~15)

【7年間】

※議会議決

まちづくりの基本方向や都市像などの基本目標と、目標を達成するために取り組むべき施策の大綱を示したもので、基本計画及び実施計画の根幹となるものです。

計画期間は7年とし、著しい社会経済情勢や新たな社会制度の変化など、長期的展望の見通しが困難な状況を踏まえ、5年ごとに計画を見直し、新たな計画を策定することとしています。

#### 基本計画

(R9~15)

【7年間】

基本構想の理念を受けて、その実現に向けて必要となる個別施策を分野別に体系化したものです。

#### 実施計画

【3か年計画】

毎年度ローリング

基本計画で体系化した個別施策の計画的・効率的な事業を推進するため、財政状況や事業の優先順位に基づいて、主要な事業の年次計画や事業量などを明らかにするものです。

諸情勢の変化に対応するため、事業の評価・見直しなどを行い、毎年度3か年の計画を策定します。

### 3 計画の期間

令和4年度にスタートした第3次糸魚川市総合計画は、施策や事業の継続性の観点から計画期間を7年としているが、社会経済情勢の長期的展望が困難なことから、5年ごとに計画を見直し、新たな計画を策定することとしています。

実質5年間の計画であり、最後の2年間は実施計画の根拠計画期間として実施計画の継続性を確保するとともに、次期総合計画への継続期間として移行するものとします。

#### ◎第4次総合計画 令和9年度（2027年度）～令和15年度（2033年度）（7年間）

区分・年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
第3次総合計画(現行)												
基本構想												
基本構想(7年:R4～R10)												
基本計画												
基本計画(7年:R4～R10)												
実施計画	R4											
策定	R5											
策定	R6											
策定	R7											
策定	R8											
第4次総合計画(次期)												
基本構想												
策定作業												
基本構想(7年:R9～R15)												
基本計画												
策定作業												
基本計画(7年:R9～R15)												
実施計画												
策定												
R9												
R9												
策定												
R10												
策定												
R11												
策定												
R12												
策定												
R13												

### 4 総合計画等審議会の役割について

総合計画等審議会は、市長の諮問に応じ、市の総合計画基本構想及び基本計画について、調査・審議するために設定される審議会です。

具体的には、市の庁内策定委員会で作成した基本構想（素案）と基本計画（素案）について、それぞれの立場や専門的な知見から、調査・審議していただき、令和8年11月を目途に基本構想（案）・基本計画（案）として、市長に答申していただきます。

総合計画については、令和8年12月市議会定例会での基本構想提案・議決を目指して、進めてまいりますので、委員の皆様のご協力をお願いします。

また、次期国土利用計画（糸魚川市計画）についても第4次総合計画と同時並行で策定し、総合計画と基礎数値等の整合性を図ってまいります。

## 5 各種計画の策定

### I 第4次糸魚川市総合計画

#### 1 策定の趣旨

総合計画は、市の最上位計画として策定するものである。

令和4年度にスタートした第3次糸魚川市総合計画は、施策や事業の継続性の観点から計画期間を7年としているが、社会経済情勢の長期的展望が困難なことから、5年ごとに計画を見直し、新たな計画を策定することとしている。

次期総合計画がスタートする令和9年度まで、残り2年余りとなったため、今年度から2か年をかけて、次期総合計画の策定に着手する。

#### 2 計画期間

令和9年度（2027年度）～令和15年度（2033年度）（7年間）

#### 3 計画策定の方針

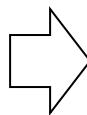
##### (1) 住民等の意向把握

###### 現行計画（第3次）

- ・市民アンケート
- ・企業アンケート
- ・市外在住者アンケート
- ・市内関係団体への課題の確認
- ・総合計画審議会
- ・パブリックコメント

###### 次期計画（第4次）

- ・市民アンケート
- ・市外在住者アンケート
- ・市内関係団体への課題の確認
- ・総合計画審議会
- ・パブリックコメント
- ・地区訪問懇談会
- ・若者みらい会議
- ・生成AIを使った客観的なデータ分析



##### (2) 現状と課題の把握

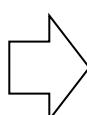
###### 現行計画（第3次）

従来の検討方法とあわせて、現総合計画の章ごとに関係する市内団体から、団体としての現状や課題の洗い出しを行ってもらい、計画に反映させる。

→官民協働でまちづくりの方向性を検討

###### 次期計画（第4次）

地区訪問懇談会や若者みらい会議を開催し、市議会や市民と協働でまちづくり計画の策定を進める。



→市民参加型の計画づくり

##### (3) 総合計画と総合戦略の一体化

総合戦略（現行計画期間：令和7年度～令和8年度）を第4次総合計画と一体的に策定し、総合計画との整合性や二重性の解消、市民への分かりやすさの向上及び事業の進捗管理の効率化を図る。

#### (4) 外部アドバイザーの設置

高い専門性を有する外部アドバイザーを設置し、EBPM（根拠に基づく政策立案）やKGI（目標達成指標）・KPI（成果指標）の設定に実務的な助言を受ける。

→達成すべき目標を数値で明確化

#### (5) KGI（目標達成指標）とKPI（成果指標）による明確な目標設定

達成すべき目標を数値で明確化することにより、目標達成に向けて分かりやすく戦略的な計画体系とする。また、KGIからその達成に必要なKPIを設定することで、目標達成に向けた手段や過程を明らかなものとする。

→数値による計画の進捗管理

### 4 スケジュール

令和7年度

区分	8月	9月	10月	11月	12月	R8.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
議会		●概要説明										
審議会				●諮問		基本構想・基本計画審議						
府内検討	基礎資料作成		現状分析、 基本構想・基本計画素案検討、修正調整等									

令和8年度

区分	8月	9月	10月	11月	12月	R9.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
議会		●基本構想(案)報告 構想(案)審議			●基本構想上程							
審議会	基本構想・ 基本計画審議	●中間答申	基本構想・ 基本計画審議	●最終答申								
パブリック コメント				パブ コメ								
府内検討	基本構想・ 基本計画 素案検討		意見を受け計画案修正									
策定									●基本構想 策定・ 公表			

## II 第3次国土利用計画（糸魚川市計画）

### 1 策定の趣旨

国土利用計画は、国土利用計画法に基づき、国土の利用に関する行政を総合的かつ計画的に推進するために策定するものである。

第2次国土利用計画（糸魚川市計画）は、国土利用計画（全国計画）及び新潟県土地利用計画を基本とし、かつ、第2次糸魚川市総合計画基本構想との整合性を図りながら平成28年に策定した。

新潟県土地利用計画及び糸魚川市計画の目標年次を迎えるに当たり、次期総合計画との整合性を図りながら、今年度から2か年をかけて、次期糸魚川市計画の策定に着手する。

### 2 目標年次

令和17年（2035年）

### 3 計画策定の方針

次期糸魚川市計画を第4次総合計画と同時並行で策定し、総合計画と基礎数値等の整合性を図る。

また、計画は総合計画審議会において審議する。

### 4 スケジュール

#### 令和7年度

区分	8月	9月	10月	11月	12月	R8.1月	2月	3月
議会		●概要説明						
審議会				●諮詢				
庁内検討	基礎資料作成、現状分析、素案作成・検討							

#### 令和8年度

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
議会									●策定報告
審議会		素案説明・計画審議			●答申				
パブリックコメント		パブコメ							
新潟県との協議			計画協議①		計画協議②				
庁内検討	素案作成		意見を受け計画案修正				意見を受け計画案修正		
策定									●策定・公表

### III 定住自立圏形成方針・共生ビジョン

#### 1 定住自立圏とは

中心市とその周辺市町村が相互に役割分担し、連携・協力をすることにより、圏域全体として暮らしのために必要な生活機能等の維持・確保を目指すものである。

糸魚川市の場合は、市町村合併を経た市に関する特例で、糸魚川地域を中心地域とし、能生地域及び青海地域を近隣地域として、「合併 1 市圏域」での定住自立圏を形成している。

#### 2 全国の取組状況（令和 7 年 4 月 1 日現在）

宣言中心市 141 市、定住自立圏 131 圏域（559 市町村）、共生ビジョン策定 131 圏域

#### 3 形成方針変更の目的

令和 2 年 12 月に「糸魚川市定住自立圏形成方針」を変更したが、新型コロナに関する表記や既に完了している事業もあることから、現状に沿った取組内容に修正するものである。

#### 4 定住自立圏取組のメリット

形成方針に沿った具体的な取組を示す共生ビジョンを策定することにより、同ビジョン搭載事業の財源として特別交付税が措置される。

令和 6 年度特別交付税額 86,304 千円（平成 23 年度からの累計額 1,099,196 千円）、（特交対象事業）修学資金貸与事業、子育て支援センター運営事業、学校 ICT 環境推進事業、通学支援事業、生活交通確保対策事業、インバウンド推進事業 等

#### 5 スケジュール

令和 7 年度

区分	8月	9月	10月	11月	12月	R8. 1月	2月	3月
議会		●概要説明			●形成方針上程			●共生ビジョン策定報告
審議会						●諮詢	●答申	
府内検討		〔形成方針・共生ビジョン〕 基礎資料作成、現状分析、素案作成・検討					意見を受け 共生ビジョン素案修正	
策定								●策定 ・公表